

第1号議案

犬山市都市計画マスタープラン及び
犬山市緑の基本計画の案について

犬山市都市計画マスタープラン及び犬山市緑の基本計画の案について

1 背景

『都市計画マスタープラン』は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、まちづくりの具体性のある将来ビジョンや地域別の課題に応じた整備方針等を定めるものです。

現計画については、策定から10年（見直しから5年）が経過し、目標年次である令和4年度を迎えていることから、令和3年度から現在にかけて、次期計画の策定（改定）を行いました。

また、緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として定めるものです。

平成29年に、都市の緑地空間、農地を民間の知恵や活力などできる限り取り入れながら保全・活用することや、市街地にある農地などは宅地化すべきものから都市にあるべきものとして都市緑地法など関連法が改正されたこと、新型コロナウイルス感染症のまん延以降、屋外の緑地、水辺空間などオープンスペースなどの重要性が再認識されたことから、これらのことに着目しつつ、都市づくりの方針と整合を図りながら計画を管理するため、都市計画マスタープランの改定に合わせて緑の基本計画を策定しました。

2 取組経過

(1) 犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会

学識経験者、市内団体代表及び地域代表等17名で構成する策定委員会を設置

令和3年8月24日付で策定を諮問した第1回から、令和5年2月17日の答申まで、計7回の会議、協議を経て案の取りまとめを実施

(2) 市民アンケート

まちの将来像や土地利用、都市整備の意向、まちの満足度などについて調査を実施

調査期間 令和3年9月17日～10月1日

対象（配布数） 市内在住18歳以上の3,000人を無作為抽出し、3,000通のアンケート用紙を配布

有効回答数 1,417票（郵送：1,033／WEB：384）

有効回収率 47.2%

(3) 地区別タウンミーティング

令和3年10月、11月にかけて第6次犬山市総合計画の策定におけるタウンミーティングと合同実施

犬山、城東、羽黒、楽田及び池野の5地区（各会場）において、「10年後、なったらいいね！こんなまち」をテーマに意見交換

3 パブリックコメントの実施結果

「犬山市都市計画マスタープラン及び犬山市緑の基本計画」の素案について、次のとおりパブリックコメントを実施

募集期間 令和5年1月25日～2月8日

閲覧場所 市役所（1階市民プラザ）、各出張所、市立図書館、市ウェブページ

意見数 0件

4 主な策定（改定）ポイント

今回の都市計画マスタープランは、これまでのマスタープランの基本的な方向性を踏襲しつつ、全体の構成などを整理、リニューアルしたほか、次の主なポイントを踏まえて策定（改定）を行いました。

(1) 全般

- ・第6次犬山市総合計画・尾張都市計画区域マスタープランとの整合
- ・これまでの取り組みや都市基盤の整備状況による修正
- ・社会情勢の変化を踏まえた見直し
- ・持続可能な都市の実現

(2) 土地利用

- ・広域交通などの既存ストックを活かした産業の誘導（城東（塔野地）、羽黒、楽田の各地域に設定した産業集積誘導エリアの拡大）
- ・定住人口の維持・増加に向けた新たな住宅用地の確保（犬山、楽田、羽黒の各駅勢圏及び橋爪・五郎丸地区での新たな住居系市街地の形成、既存ストックが活用できる地域での条例や地区計画制度の活用などの検討）

(3) 都市基盤

- ・産業振興や生活利便性の向上、交流の促進に向けた幹線道路の整備（〔都〕国道41号線、〔都〕成田富士入鹿線〔都〕犬山五郎丸線、〔都〕蟬屋長塚線等）
- ・都市の空洞化抑制と良好な居住環境の整備（狭あい道路の解消や空き家の適正管理と有効活用等）
- ・災害に強い都市づくりの推進（地域防災活動等との連携、事前復興に関する取り組み等）

(4) 緑の基本計画の同時策定

- ・緑のもつ4つの機能、環境保全機能、防災機能、景観機能、レクリエーション機能に着目し、それらの保全及び緑化の推進に関する方針を設定

5 計画（案）本編

…別紙のとおり